



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ブロードリーフ
代 表 者 名 代表取締役社長 大山 堅司
(コード番号：3673 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員企画本部長 羽生 武史
(TEL. 03-5781-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 7 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は「豊かなカーライフを支援する総合サービス業への進化」を経営方針に掲げ、中長期的な成長に向けた取り組みを実施しており、主要事業における多様化への対応のため、現行定款第 2 条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 36 条(監査役の責任免除)第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次頁別紙記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日：平成 28 年 3 月 30 日

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (4) (条文省略) (新設) (5) (条文省略) (6) (条文省略) (新設) (7) (条文省略) (8) (条文省略) (9) (条文省略) (10) (条文省略) (新設) (新設) (11) (条文省略)	第 2 条 (目的) (現行どおり) (1) ~ (4) (現行どおり) (5) <u>電気通信事業法に基づく電気通信役務を 提供する事業およびその代理業</u> (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) <u>広告および宣伝に関する業務ならびに広 告代理店業</u> (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) <u>損害保険代理業および自動車損害賠償保 障法に基づく保険代理業ならびに生命保 険の募集に関する業務</u> (14) <u>労働者派遣事業</u> (15) (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第36条 (監査役の実任免除) 1. (条文省略) 2. 当社は、 <u>会社法第 2 条第16号に定める社外 監査役との間で、会社法第423条第 1 項の監査 役の実任免除について、当該社外監査役が職務を 行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合 には、会社法第425条第 1 項に定める最低責任 限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべ き旨の契約を締結することができる。</u>	第36条 (監査役の実任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条 第 1 項の監査役の実任免除について、当該監査 役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過 失がない場合には、会社法第425条第 1 項に 定める最低責任限度額を限度として、賠償 の責めに任ずるべき旨の契約を締結するこ とができる。

以上